

申告書は自分で書いてお早めに

申告期限の間際になると税務署や市役所の相談会場はとても混雑しますので、早めに申告をしてください。

相談会 / 時間	確定申告相談・受付	税務署員による出張申告相談・受付	税理士による無料申告相談・受付
		9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00
会場			
伊豆長岡庁舎 3階第1会議室	2月16日(木)~ 3月15日(水) 土・日を除く	2月27日(月)	3月1日(水) 3月2日(木) 3月3日(金)
菰山庁舎 3階大会議室		2月24日(金)	2月27日(月) 2月28日(火) 3月1日(水)
大仁庁舎 2階第1会議室		2月28日(火)	2月24日(金) 2月27日(月) 2月28日(火)

青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税の申告相談は市役所会場ではできません。三島税務署申告相談会へお願いします。

会場の混雑状況によっては、終了時間前に受け付けを締め切らせていただくこともあります。ご了承ください。

所得税の確定申告が必要な人

事業を営んでいる人や不動産収入のある人、保険満期金を受け取った人、土地や建物を買った人などで平成十七年中の合計所得金額が、所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計金額を超える人。サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
平成十七年中の給与収入が二十万円を超える人
給与の支払いを一方所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)が二十万円を超える人
給与の支払いを二方所以上から受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の金額との合計が二十万円を超える人
給与などの収入金額の合計額が所得控除の合計額よりも少なく、給与所得や退職所得以外の所得金額が二十万円以下の人は確定申告をする必要がありません。

住民税の申告が必要な人

平成十八年一月一日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人
市役所税務課から申告書が送られてきた人
国民健康保険に加入している人で、他の人の扶養になっていない人
平成十七年中の所得はないが、所得証明や非課税証明を必要とする人
平成十七年分の所得税の確定申告をした人または、

住民税申告書の提出は郵送でもできます
郵送先 〒410 2292
伊豆の国市長岡 340 1
伊豆の国市役所 税務課

平成十七年中の収入が給与所得だけで、勤務先から市役所に年末調整の済んでいる給与支払報告書が提出されている人は、住民税の申告の必要はありません。
確定申告の必要がない人でも、住民税の申告をしないと、国民健康保険や老人医療の優遇措置、児童扶養手当・障害者関係・その他福祉サービスの申請、市営住宅の入居申請などが受けられないことがあります。

確定申告をすれば所得税が還付される人

確定申告をする必要がない人でも、次のいずれかに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻ってくる場合があります。
住宅ローンなどでマイホームを購入した人や新築・増改築などをした人
病気やけがなどで多額の医療費を支払った人
平成十七年の途中で退職し、その後も再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人

還付申告相談
期間 2月6日(月)~15日(水)
土・日を除く
時間 9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 16:00
会場 伊豆長岡庁舎
3階第1会議室
三島税務署申告相談会場でも受け付けています。

申告に必要なもの

印鑑 源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるもの) 本人名義の振込口座番号のわかるもの
した人は、その申告書と収支内訳書の控え
前年度確定申告を

そのほか必要なもの

【医療費控除を受ける場合】
平成十七年中に支払った医療費の領収書
高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受け取った場合は、その金額のわかるもの
領収書は病院や診療を受けた人ごとに仕分けして金額を合計し、便箋やメモ用紙などに一覧に整理してきてください。



【三島税務署申告相談】

所得税の確定申告と贈与税
期間 2月6日(月)~3月15日(水)
土・日を除く
個人事業者の消費税
期間 2月6日(月)~3月31日(金)
土・日・祝日を除く
時間 9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 17:00
会場 三島商工会議所

確定申告書の提出は、郵送でもできます。郵送の場合は記載事項や添付する書類に誤りがないか確認して、市役所ではなく、直接税務署へ郵送してください。
郵送先 三島税務署 〒411 8551
三島市文教町 1 4 33

問合せ
三島税務署 電話 055 987 6711
市役所税務課 電話 055 948 2907

【社会保険料控除を受ける場合】

国民年金・健康保険などの平成十七年中に支払った金額がわかるもの(支払証明書など)
平成十七年分の申告から、国民年金保険料については社会保険庁から送付される控除証明書の提示が必要になりました。証明書などを紛失し納付金額が分からない場合は、お問い合わせください。
問合せ 三島社会保険事務所
電話 055(973)1444

【障害者控除を受ける場合】

障害者手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人、扶養家族分)
障害者控除対象者認定書は、「平成十七年十二月三十一日(死亡した人については死亡の日)現在において六十五歳以上で要介護認定者」に対して、申請により発行されます。詳しくは、お問い合わせください。
問合せ 高齢者支援室 電話 0558(76)8009

